

【経営理念】

浦河の豊かな自然文化環境を活かし、地域と観光者をつなぎ、双方の満足度を高められるような取り組みを持続的にマネジメントする組織体になります。観光からのまちづくりの中核となる「浦河・観光まちづくりプラットフォーム」を目指します。

【経営方針】

- (1) 観光からの「まちづくり」－民間感覚と持続性をもって地域を「経営」します。行政と連携し、役割分担を明確にしながら、戦略的かつ効果的に事業を実施します。観光者にも町民にも信頼される役割を果たします。
- (2) 観光からの「ひとつづくり」－意欲ある多くの会員、町民の参画を促し、観光人材育成に注力して地域を挙げて事業に取り組みます。
- (3) 観光からの「ものづくり」－観光者の立場に立った商品づくり（もの、観光プログラム）＝マーケティングの視点を重視しながら、農業や水産業など地場産業と連携し、豊かな地域資源を活かして事業化を図ります。

【目的及び事業】（一般社団法人 浦河観光協会 定款）

<目的>

この法人は、浦河町及びその周辺地域における観光資源の発掘並びに活用を図るなどの施策を講ずることにより、観光事業の健全な成長に努め、もって地域経済の持続的な発展と循環及び浦河町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

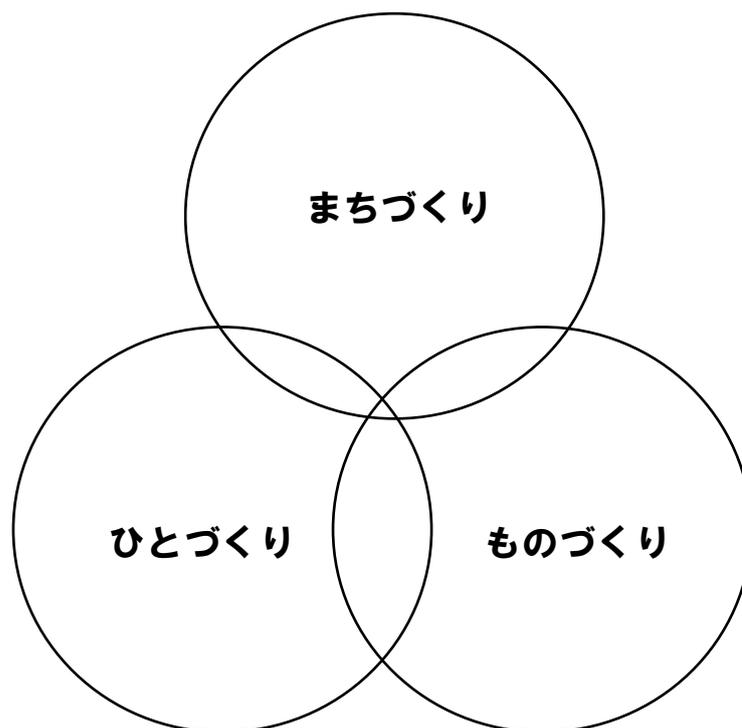
<事業>

- (1) 観光資源の保全・保護、発掘、開発及び活用に関する事業
- (2) 観光事業の計画立案、促進、調査、統計及び人材育成に関する事業
- (3) 観光宣伝及び観光客誘致促進に関する事業
- (4) 観光情報の収集、発信、提供及び案内に関する事業
- (5) 浦河町及びその周辺地域の観光施設、関係団体との連携に関する事業
- (6) 観光特産品・土産品等の開発、宣伝及び販売促進に関する事業
- (7) 主に浦河町及びその周辺地域で企画・実施する旅行業に関する事業
- (8) 浦河町及びその周辺地域におけるフィルム・コミッション（映画・ドラマ・CM・プロモーションビデオ等の撮影現場誘致や撮影支援を行う機関）事業
- (9) 浦河町及びその周辺地域の行政機関、団体等からのまちづくり支援、移住及び業務受託に関する事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【目的達成・事業推進のための5つのステップ】

- (1) 観光まちづくり実施計画作成とマーケティングの実施
- (2) 地域の特性を活かしたコンテンツ作りと滞在プログラムの提案
- (3) 販売促進活動の実施
- (4) 観光者及び市場に対するワンストップ窓口
- (5) 各機能の提供に係る総合的なマネジメント

観光 (Tourism) から 創り出す 3 要素



浦河・観光まちづくりプラットフォーム

観光からの「まちづくり」(Community)

+ 「ひとづくり」(Human Resources)

+ 「ものづくり」(Goods/Services)

【法人概要】

商 号 一般社団法人 浦河観光協会
(英文名 : Urakawa Tourism Association)

所 在 地 〒057-0013 北海道浦河郡浦河町大通2丁目27番地

TEL/FAX TEL : 0146-22-3200 FAX : 0146-22-0333

メー ル urakan@minos.ocn.ne.jp

U R L <http://www.urakawa-tabi.com/>

設立年月日 平成28年9月21日 (一般社団法人設立登記)
(浦河観光協会 創立年月日 昭和44年2月20日)

正 会 員 94団体

役 員

代表理事 (会長)	木田 尚孝
理 事 (副会長)	播磨 晃一
理 事 (副会長)	大針 光晴
理 事	藤田 彰
理 事	田名部 昌広
理 事	小林 司
理 事	郷家 丈史
理 事	手塚 純一
理 事	榎本 淳一
理 事	松島 豊彦
理 事	富菜 薫
理 事	原口 広
理 事	鞍留 守雄
理 事	石川 重雄
理 事	廣田 義文
監 事	松山 和弘
監 事	濱下 弘実

オブザーバー 浦河町商工観光課
アドバイザー かとう けいこ
事務局 常勤職員 3名

平成29年 9月 1日 現在